

住宅取得等に係る給付措置について

平成 27 年 2 月 17 日
閣 議 決 定

消費税率（国・地方）の 8% から 10% への引上げ予定時期が平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に変更されたことに伴い、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において講ずることとされた一般の住宅取得に係る給付措置及び被災者の住宅再建に係る給付措置について、以下の通りとすることとする。

1. 一般の住宅取得に係る給付措置

(1) 給付額

①消費税率 8% 時（平成 29 年 3 月 31 日までの引渡し（平成 29 年 4 月 1 日以降の引渡しで、平成 28 年 9 月 30 日までの契約に係る経過措置の対象となる住宅を含む。）に対する給付額）

住民税（都道府県）所得割額 ^(注)	給付額
6.89 万円以下	30 万円
6.89 万円超 8.39 万円以下	20 万円
8.39 万円超 9.38 万円以下	10 万円

②消費税率 10% 時（平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの引渡し（平成 28 年 9 月 30 日までの契約に係る経過措置の対象となる住宅を除く。）に対する給付額）

住民税（都道府県）所得割額 ^(注)	給付額
7.60 万円以下	50 万円
7.60 万円超 9.79 万円以下	40 万円
9.79 万円超 11.90 万円以下	30 万円
11.90 万円超 14.06 万円以下	20 万円
14.06 万円超 17.26 万円以下	10 万円

（注）都道府県民税率 4% の場合の住民税（都道府県）所得割額。

(2) 給付対象者及び給付方法

給付対象者及び給付方法については、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）のとおりとする。

(3) その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、国土交通大臣が別に定める。

2. 被災者の住宅再建に係る給付措置

(1) 給付額

給付対象者の所得水準に関わらず、次により計算した額とする。

①消費税率8%時（平成29年3月31日までの引渡し（平成29年4月1日以降の引渡しで、平成28年9月30日までの契約に係る経過措置の対象となる住宅を含む。）に対する給付額）

建築・購入		再取得住宅の床面積×補助単価（17.1万円/㎡）×3%
補	全壊	被災住宅の床面積 × 補助単価（5.6万円/㎡）×3%
	大規模半壊	被災住宅の床面積 × 補助単価（5.5万円/㎡）×3%
修	半壊	被災住宅の床面積 × 補助単価（4.6万円/㎡）×3%
	一部半壊	被災住宅の床面積 × 補助単価（2.8万円/㎡）×3%

(注1) 被災住宅は、東日本大震災により被害が生じた住宅であって、り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」若しくは「一部損壊」の認定を受けたもの又は原子力災害による避難指示区域、避難解除区域若しくは特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）内に所在するものをいう。

(注2) 再取得住宅は、被災住宅に代わり、新たに建築・購入した住宅をいう。

(注3) 建築・購入については、給付する床面積の上限を175㎡とする。

(注4) 補修については、実際に要した補修工事費の消費税増税分を上限とする。

②消費税率10%時（平成29年4月1日から平成31年6月30日までの引渡し（平成28年9月30日までの契約に係る経過措置の対象となる住宅を除く。）に対する給付額）

建築・購入		再取得住宅の床面積×補助単価（17.1万円/㎡）×5%
補	全壊	被災住宅の床面積 × 補助単価（5.6万円/㎡）×5%
	大規模半壊	被災住宅の床面積 × 補助単価（5.5万円/㎡）×5%
修	半壊	被災住宅の床面積 × 補助単価（4.6万円/㎡）×5%
	一部半壊	被災住宅の床面積 × 補助単価（2.8万円/㎡）×5%

(注1) 被災住宅は、東日本大震災により被害が生じた住宅であって、り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」若しくは「一部損壊」の認定を受けたもの又は原子力災害による避難指示区域、避難解除区域若しくは特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）内に所在するものをいう。

(注2) 再取得住宅は、被災住宅に代わり、新たに建築・購入した住宅をいう。

(注3) 建築・購入については、給付する床面積の上限を175 m²とする。

(注4) 補修については、実際に要した補修工事費の消費税増税分を上限とする。

(2) 給付対象者及び給付方法

給付対象者及び給付方法については、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)のとおりとする。

(3) その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、復興大臣が別に定める。

3. 財政上の措置等

平成28年度から平成31年度までの各年度において、給付措置の実施に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

なお、住宅市場に係る対策については、今般の経済対策を含むこれまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。